

付録3 令和6年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に係属した事件81件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (あ)はあっせん、(調)は調停、(リ)は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
1	青森県令和5年(調)第1号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	5. 11. 24	薬局経営会社	飲食店経営個人事業主	被申請人は被申請人が営むカラオケスナックの壁に防音施工を施すこと。	6. 7. 9	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
2	岩手県令和6年(調)第1号事件	駐車場からの大気汚染等被害防止請求事件	6. 11. 29	千葉県住民1人	スーパーマーケット経営会社	被申請人による店舗駐車場の管理がずさんなため、駐車場利用者(無断利用者含む。)の多数が自動車のエンジンを停止しておらず、大気汚染物質、悪臭及び騒音を発生させている状況となっていることから、この状況を完全に改善すること。			
3	宮城県令和7年(あ)第1号事件	コンサルティング業者からの騒音被害防止請求事件	7. 3. 21	宮城県住民1人	コンサルティング業者	(1)被申請人は、申請人宅住民一人一人に対し謝罪をすること。 (2)被申請人は、本件被申請人住所に設置された空調室外機から発生している騒音軽減のため、室外機を迷惑がかからない場所に移動もしくはエアコンを使用しないこと。 (3)被申請人は、申請人宅住民一人一人に対し、損害賠償及び慰謝料を支払うこと。			
4	福島県令和6年(調)1号事件	太陽光発電施設からの騒音被害防止請求事件	6. 2. 16	福島県住民2人	土木建築業者	被申請人は太陽光発電施設について騒音防止対策を講じること。			
5	茨城県令和6年(調)第1号事件	リサイクル生産工場からのばい煙・悪臭被害防止請求事件	6. 6. 17	茨城県住民12人	リサイクル生産業者	(1)被申請人は工場の外に有害な物質、悪臭を一切排出しないこと。 (2)被申請人は自社工場の従業員が有害な物質、悪臭に一切触れない環境を整えること。 (3)被申請人は上記(1)(2)のための計画を、図面をもって申請人に示し同意を得ること。 (4)被申請人は上記(3)の図面に従った設備を設置し、上記(1)(2)を実現するまで営業を行わないこと。もし、上記(1)～(3)の実現が不可能であれば、被申請人は事業をとりやめること。 (5)被申請人は、営業後、当面の間、毎月1回以上の測定を実施し、その計量結果を速やかに申請人に報告すること。被申請人は計量結果に関し、ばい煙測定結果については茨城県庁に、臭気測定結果についてはA市役所に各々考察を仰ぎ、その判断及び指示に従うこと。 (6)営業後、上記(1)(2)に反する事態が生じたときは、被申請人は速やかに工場を停止し、発生原因及び原因物質を特定するほか、周辺環境への影響を調査し、その結果を申請人及び所轄官庁に報告すること、また事態が改善されるまで営業を行わないこと。 (7)被申請人は、当該工場を第三者に譲渡する場合は、当該工場から発生する、又は発生の恐れのあるばい煙、悪臭等について、完全な漏えい対策を講じた上で、行うこと。 (8)被申請人は、当該工場の事業活動に際し、申請人の生活環境の身体的かつ精神的な静穏を確保すること。			
6	茨城県令和6年(調)	鉄道騒音・振動被害防止	6. 6. 24	茨城県住民1人	鉄道会社	(1)申請人は鉄道車両による騒音、振動によって十分な睡眠が確保できない。被申請人は、申請人のストレス、精神的な苦痛の除	7. 2. 12	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
	第2号事件	等請求事件				<p>去すること。</p> <p>(2)被申請人は、車両スピードの減速により騒音、振動の低減を実現し、申請人の日常生活環境を改善させること。具体的には、現在、申請人宅付近を通過する下り列車を、上り列車並の速度、騒音、振動とすること。</p> <p>(3)被申請人は、列車走行により発生する騒音や振動の正確なデータを取得すること。</p> <p>(4)被申請人は、騒音、振動調査を専門機関に委ねること。</p> <p>(5)被申請人側で被害の現状を体験すること。</p> <p>(6)被申請人側の発言の訂正、撤回を求める。</p>			進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
7	群馬県令和6年(調)第1号事件	隣地事業場からの騒音等被害防止請求事件	6. 12. 10	群馬県住民2人	<p>設備工事会社</p> <p>収集運搬会社</p>	<p>(1)設備工事会社に対して、建物自体への早急な防音等の対策と使用者への今後の対応をすること。</p> <p>(2)収集運搬会社に対して、作業音や振動、異臭により生活に著しく支障が出ているため、作業内容の見直しをすること。</p>			
8	埼玉県令和5年(調)第2号事件	市道騒音・振動被害防止請求事件	5. 4. 10	埼玉県住民2人	<p>市(代表者市長)</p> <p>埼玉県(代表者知事)</p>	<p>被申請人に対し、以下を求める。</p> <p>(1)環境基準緩和の見直しと抜本的対策</p> <p>(2)当該道路に対する生活道路の周知と迂回案内</p> <p>(3)交通規制(道路管理者が権利を有する重量規制など)</p> <p>(4)Aインター地域の物流拠点からの当該道路への流入対策</p> <p>(5)B交差点の(特に国道298号線からの流入に対する)交通対策</p> <p>(6)「C版MaaS(A市)」及び「埼玉版スーパー・シティプロジェクト(埼玉県)」における被害場所の問題認識と環境保全対策や公害防止施設の設置</p> <p>(7)上記対策が不十分な場合、(現在進行中の区画整理事業等による)代替地移転</p>			
9	埼玉県令和5年(調)第4号事件	国道等騒音被害防止及び損害賠償請求事件	5. 5. 29	埼玉県住民33人	<p>市(代表者市長)</p> <p>国(代表者国土交通大臣)</p> <p>国(代表者環境大臣)</p>	<p>○A市 環境緑水課</p> <p>(1)毎年12月に環境省の常時監視の手順に従い、国道299号沿いのB地区で昼と夜の騒音測定を行い、騒音レベルの定量的な評価を行うこと。</p> <p>(2)埼玉県警及び関東運輸局B支局に対して、年に数回の街頭検査ではなく、「違反車両がゼロになるまで継続し徹底した街頭検査」を要望すること。</p> <p>(3)住民の精神的損害に対して、賠償金50万円を支払うこと。</p> <p>○関東運輸局 埼玉運輸支局</p> <p>(1)国道299号沿線における道路運送車両法違反車両を撲滅すること。</p> <p>(2)車検逃れを撲滅すること。</p> <p>○国土交通省 自動車局</p> <p>(1)道路上で爆音を発生する車両を自動的に摘出するシステム(騒音オービス)の実用化研究を一層進めること。</p> <p>(2)住民の精神的損害に対して、賠償金300万円を支払うこと。</p> <p>○環境省 水・大気環境局自動車環境対策課</p> <p>(1)純正マフラーよりも大きな騒音を発生させるマフラーを道路上から根絶するために必要な法的整備をすること。</p> <p>(2)住民の精神的損害に対して、賠償金150万円を支払うこと。</p>			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
10	埼玉県令和5年(調)第5号事件	エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件	5. 9. 21	埼玉県住民1人	公益社団法人	被申請人に対し、 (1)エアコンの室外機等の音の低減を求める。マイク使用時の声や拍手は窓を閉めていたとしても響いてくる。 (2)エアコンの稼働時間は、就業時間内とすることを求める。また、土日、祝日は稼働しないことを求める。 (3)室外機の移設、防音、交換等を求める。	6. 8. 1	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
11	埼玉県令和5年(調)第6号事件	トラックからの騒音被害防止請求事件	5.12.18	埼玉県住民1人	運輸会社	(1)被申請人に対し、トラックの発車等の操業に係る騒音(特に深夜)の継続的・持続的な軽減措置を求める。 (2)被申請人に対し、(1)で求める事項が執られていることを随時確認し、執られていない場合には、自主的に是正措置を講じることを求める。	6.11. 6	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
12	埼玉県令和6年(調)第1号事件	解体工事現場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	6. 7. 23	埼玉県住民13人	埼玉県住民1人	被申請人は、解体工事の騒音・振動を減じるとともに、申請人の騒音・振動の被害に対し、慰謝料の支払いを求める。			
13	埼玉県令和6年(調)第2号事件	隣家からの騒音被害防止請求事件	6. 7. 28	埼玉県住民2人	埼玉県住民2人	(1)被申請人は、騒音の発生元となる運動の練習、トレーニングの行為等を被申請人の居住建築物の居住区内において行ってはならない。 (2)被申請人は、被申請人の居住建築物の構造などを十分に理解し、騒音の発生元となる床振動音の軽減となる措置を執らなければならない。 (3)被申請人は日中も含むが、特に19時から深夜にかけての家庭内騒音についても軽減となる措置を執らなければならない。 (4)上記措置を執らない場合は、被申請人は、半年の猶予期間後、被申請人の居住建築物から退去しなければならない。			
14	埼玉県令和6年(調)第3号事件	通信設備の新設工事現場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	6.11. 9	埼玉県住民1人	設備工事会社 通信サービス会社	被申請人による (1)工事内容、施工方法等についての十分な協議や誠意ある対応 (2)受忍限度を超える騒音・振動の発生の禁止 (3)施工中の騒音や振動の定期的な測定及び測定結果の公表 (4)騒音・振動等に対する謝罪、健康被害に対する補償、慰謝料等の支払 (5)騒音・振動により被害が生じた物件等への補償及び必要な調査の実施			
15	埼玉県令和7年(調)第1号事件	木材加工所からの大気汚染・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	7. 3. 17	埼玉県住民2人	木材加工会社	(1)被申請人は、申請人ら宅に大気汚染物質及び悪臭を進入させてはならない。 (2)上記措置を執らない場合は、被申請人は、半年の猶予期間後、事業施設を移転しなければならない。 (3)被申請人は、申請人らに対し損害賠償金を支払うこと。			
16	千葉県令和6年(調)第1号事件	薪ストーブ煙害被害防止請求事件	6.10.9	千葉県住民2人	不動産会社	(1)被申請人が社屋内に設置している薪ストーブの使用を止めること。 (2)使用を止めることができない場合は、費用負担は双方応分のものとした上で、薪ストーブを撤去すること。	7.2.27	調停打ち切り	被申請人が調停に応じない態度を明確に示しているため、調停委員会は、これ以上手続を継続しても合意が成

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
									立する成立の見込みがないと判断し、期日を開催せずに調停を打ち切り、本件は終結した。
17	東京都令和5年(調)第1号事件	運送業者営業所からの騒音防止請求事件	5. 8. 2	東京都住民1人	運送業者	(1)被申請人は、防音壁を設置するなどして、東京都A区の被申請人の営業所からの騒音を低減すること。 (2)被申請人は、大きな音を発生させる可能性がある行為の停止と小さな音を発生させる可能性のある行為の回数を減少させること。 (3)被申請人は、営業所の営業時間を制限し、夜間及び土日の操業は行わないこと。 (4)被申請人は、申請人との話し合いに応じ、速やかに問題の解決を図ること。	6. 9. 3	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
18	東京都令和5年(調)第2号事件	駐車場からの騒音防止請求事件	5. 8. 3	東京都住民2人	マンション管理会社	(1)被申請人は、被申請人の駐車場出入口に設置されているチェーンゲートの騒音を低減すること。 (2)被申請人はゲートの誤作動が起こらないようにすること。	6. 5. 30	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
19	東京都令和5年(調)第4号事件	学童保育施設からの騒音防止請求事件	5. 9. 26	東京都住民1人	学童保育施設経営会社	被申請人は、自身が経営する学童保育施設の運営を継続するのであれば、十分な防音対策を施すことにより、申請人宅敷地と被申請人賃借建物敷地の境界線上の騒音が常時60dBを超えないようにすること。	6. 7. 2	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
20	東京都令和5年(調)第5号事件	電気温水器等からの振動防止請求事件	5. 10. 11	東京都住民1人	不動産開発会社	被申請人は、 (1)①被申請人所有のAテラスC号室の電気温水器の運転時間帯を深夜設定から昼間設定に切り替えること。②B号室、C号室ともに電気温水器の早期時間帯での運転を取りやめること。③B号室の電気温水器の運転時間帯が深夜時間帯に戻されていた場合は再び昼間設定に戻すこと。 (2)(1)により、就寝時間帯の振動が解消された後、電気温水器からガス給湯器への切替の協議に応じること。 (3)(2)までの措置によって、振動が収まらない場合にB号室のエアコン室外機対策をとること。	6. 4. 11	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
21	東京都令和5年(調)第6号事件	マンション隣家からの悪臭防止請求事件	5. 10. 19	東京都住民2人	東京都住民2人	(1)被申請人らは、悪臭防止法と環境確保条例による悪臭規制を遵守すること。 (2)シティタワーA町マンション管理規約、使用細則、重要事項説明等に定められている禁止事項「異臭や悪臭の発生」「発生する機器、設備の設置」「他の区分所有者の平穏な生活を脅かすこと」を行わないこと。 (3)上記を遵守しない、または遵守出来ない理由がある場合、被申請人らは排気口に屋上に繋がる煙突を設置するなど、近隣戸に高頻度で漏れる高濃度香料臭を発生させないこと。ただし、煙突設置はシティタワーA町管理組合の4分の3以上の承認を要する特別決議を得ること。同工事費、維持修理費は被申請人らの負担において原状回復	6. 7. 25	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						<p>を行うこと。</p> <p>(4)上記措置をいずれも採らない場合、被申請人らは2024年12月末日までに移転すること。</p> <p>(5)上記措置が2024年12月末日までに執り行われれば、申請人らは被申請人らに対して実損費用やその他の請求を行わない。</p> <p>(6)上記措置が執り行われた以降において、再び有機溶剤を含む香料臭を頻繁に発生させ、近隣戸専有部及び共用部に漏れ出るような迷惑行為が及ぶことがあれば、上記(5)にかかわらず、同請求権は遡って復元するものとする。</p>			
22	東京都令和5年(調)第7号事件	飲食店室外機からの騒音低減請求事件	5. 10. 20	東京都住民1人	不動産賃貸会社 飲食店経営会社	<p>(1)被申請人は1階のエアコンの室外機の騒音を低減すること。</p> <p>(2)そのためには室外機を移設等すること。</p>			
23	東京都令和5年(調)第8号事件	洋菓子店からの騒音防止請求事件	6. 1. 31	東京都住民2人	洋菓子店	<p>(1)被申請人はキュービクル並びに冷蔵庫及び冷凍庫の室外機からの騒音を申請人が居住する建物内に、午前8時から午後8時まで45dBを超えて、それ以外の時間帯は40dBを超えてそれぞれ到達させてはならない。</p> <p>(2)被申請人は、上記キュービクルを申請人らが居住する建物から10メートル以上隔離すること。</p> <p>(3)被申請人が上記(1)及び(2)の措置を採らない場合、被申請人は 令和6年6月30日までに上記(1)記載の全設備を撤去すること。</p>			
24	東京都令和6年(あ)第1号事件	解体工事現場からの騒音・振動・悪臭に係る損害賠償請求事件	6. 2. 26	東京都住民1人	解体工事業者	被申請人は申請人及びその同居家族に対し騒音、振動、悪臭に対する補償として金30万円を支払うこと。	6. 5. 20	あっせん打切り	あっせん委員は、今後の進行について協議したところ、合意が成立する見込みがないと判断し、あっせんを打切り、本件は終結した。
25	東京都令和6年(調)第1号事件	印刷工場からの悪臭防止及び損害賠償請求事件	6. 9. 30	東京都住民2人	印刷工場	<p>被申請人は、</p> <p>(1)悪臭防止法の規制を超える悪臭を、敷地境界及び申請人宅内に到達させないよう適切な対策をとること。とりわけ夜間の機械運転を含む作業を行わないこと。</p> <p>(2)これまでの悪臭により生じた健康被害に係る損害につき相当の賠償をすること。</p>	7. 2. 27	調停申請取下げ	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人側から調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
26	東京都令和7年(調)第1号事件	物流施設等建設計画見直し等請求事件	7. 2. 26	東京都住民207人	物流業者3社	<p>被申請人は、</p> <p>(1)環境への影響を調査・予測・評価したデータの全てを開示すること。</p> <p>(2)追加調査・予測・評価等を実施し、その調査等の結果を開示・公表すること。</p> <p>(3)計画の見直し及び実効性ある対策等について、申請人らを含む周辺住民と誠実に協議すること。</p> <p>(4)協議が成立するまでの間、事業に係る工事を着工しないこと。</p>			
27	神奈川県令和5年(調)第3号事件	近隣からの低周波音防止請求事件	5. 10. 16	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	<p>(1)被申請人は、申請人による低周波音に関する調査(測定)に関して、当該調査(測定)の際に、被申請人宅に設置されているエアコンを稼働させたり停止させたりすることによって協力すること。</p> <p>(2)前記(1)の調査の結果、申請人宅の室内に伝搬してきている低周波音の発生源が被申請人宅のエアコン室外機であると判明した場合には、被申請人は、当該低周波音を軽</p>			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						減させるため、当該室外機の移設等の対策をすること。			
28	神奈川県令和5年(調)第5号事件	マンション階上からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	5.10.20	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人 大阪府住民1人(住戸の区分所有者)	継続して発生している騒音(重低音、振動)の停止及び当該騒音(重低音、振動)による健康被害並びに社会活動の低下に対する、被申請人による損害賠償。	6.6.18	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
29	神奈川県令和6年(調)第1号事件	隣家からの騒音被害防止等請求事件	6.3.19	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	被申請人が使い続けているヒートポンプシステム及び換気扇の昼夜を問わない運転による騒音と低周波の振動について、ありとあらゆる可能な対応手段で現状の被害状態を変更すること。できればお互いが協力し合いながら双方にとって良い解決に至る方策を考え、それに基づいてできるかぎり争いごとにする事なく円満解決に至ること。	7.3.3	調停打切り	調停委員会は、今後の進行について協議したところ、被申請人は調停に応じる姿勢が見られないことから、これ以上手続を継続しても合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
30	神奈川県令和6年(調)第2号事件	隣接する老人ホームからの騒音・悪臭のおそれ被害防止請求事件	6.3.21	神奈川県住民1人	老人ホーム運営会社	被申請人は、建築計画案で申請人宅の敷地境界線近くに設置予定の2台のガスヒートポンプを建築予定の建物反対側の入口近くに移動すること。	6.4.19	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
31	神奈川県令和6年(調)第3号事件	近隣事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	6.8.21	神奈川県住民1人	建築資材販売会社	(1)被申請人は、被申請人の事業所から、申請人の居住地に65dBを超える一切の騒音(トラックの走行自体から発生する音を除く。)を到達させてはならない。 (2)被申請人は、申請人に対し、損害賠償として金員を支払うこと。	6.12.10	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
32	神奈川県令和7年(調)第1号事件	近隣道路からの振動被害防止請求事件	7.2.10	神奈川県住民1人	市(代表者市長)	被申請人は、交差点改良工事前(令和6年1月15日以前)のように申請人自宅の2階及び台所が振動しないようにすること。			
33	富山県令和7年(調)第1号事件	児童支援施設からの騒音被害防止請求事件	7.2.6	富山県住民1人	児童支援業者	被申請人は、自らが運営する児童支援施設の屋外遊技場について、防音壁を設置して騒音を低減すること。			
34	山梨県令和6年(リ)第1号事件	焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	6.8.9	山梨県住民1人	食品販売会社	山梨県令和4年(調)第1号事件の義務履行勧告申出	6.9.9	勧告	知事は、審理の結果、被申出人に義務の履行について勧告し、本件は終結した。
35	岐阜県令和7	焼却炉からの大気	7.3.10	岐阜県住民1人	岐阜県住民1人	被申請人は椎茸の原木を燃やす際に発生する煙を減らすため、以下の事項を実施する			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	年(調)第1号事件	汚染のおそれ防止請求事件				こと。 (1)乾燥度の調整や空気供給の最適化、高温燃焼の維持により燃焼効率の向上を図ること。 (2)二次燃焼室の設置や破砕処理、灰の除去による焼却炉の改良や運用改善を図ること。 (3)原木のコンポスト化やバイオマス燃料への転用、産業利用による代替手法の検討を行うこと。 (4)煙突のフィルターやスクラバーの導入、煙突の高さ延長による煙の後処理を行うこと。 (5)自治体の焼却ルールの確認や事前の住民説明による、地域への配慮を行うこと。			
36	愛知県令和5年(調)第1号事件	橋梁整備工事の振動被害補償請求事件	5. 2. 6	鹿児島県住民1人 愛知県住民2人 兵庫県住民1人	建設会社 愛知県(代表者知事)	○A建設 (1)平成30年2月27日に実施された家屋調査の内容の全開示 (2)令和元年5月29日の自宅訪問調査の報告書の全開示。 ○A建設及び愛知県(B建設事務所) (1)現時点での家屋調査を速やかに行うこと。この場合当事者の立会いを行うこと。その結果で出た被害箇所は補修の対象とすること。 (2)事業損失補償に係る調査から出した修復の返答内容、具体的な補修作業の開始日時、またそれらを記載した覚書を作成すること。 (3)補修事業者の提示すること。 (4)屋根を元に修復できない場合、どのようにするか具体案を提示の上で補修すること。 (5)振動でずれた壁等をどのように修復するか具体案を提示の上で補修すること。 (6)火災保険等に加入出来ない間の措置。 (7)覚書は、押印のもと、申請人にも必ず一部ずつ渡すこと。			
37	愛知県令和5年(調)第2号事件	アルミニウム工場からの騒音・低周波音・悪臭防止及び損害賠償請求事件	5.10. 5	愛知県住民4人	アルミニウムリサイクル経営会社	(1)被申請人は、騒音、低周波音、悪臭について、防音壁を設置する、悪臭を減少させる対策をとるなどの騒音、低周波音、悪臭を可能な限り低減する対策を講じなければならない。 (2)被申請人は、申請人Aに対し、金106万4130円を支払うこと。 (3)被申請人は、申請人B、申請人C及び申請人Dに対し、それぞれ金50万円を支払うこと。	6. 4. 26	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終了した。
38	愛知県令和6年(調)第1号事件	洋菓子店室外機からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	6. 1. 30	愛知県住民2人	洋菓子店	(1)被申請人は、申請人らに対し、室外機から発する騒音について、室外機の機種を変更する、あるいは効果的な防音壁を設置するなどの防音措置を講じて、敷地境界にて騒音を愛知県条例で定めている規制基準以下に低減すること。 (2)被申請人は、申請人Bに対し、金31万5610円及びこれに対する本申請書送達の日から翌日から支払済まで、年3%の割合による金員を支払うこと。 (3)被申請人は、申請人Aに対し、20万円及びこれに対する本申請書送達の日から翌日から支払済まで、年3%の割合による金員を支払うこと。 (4)調停費用は被申請人の負担とすること。	7. 3. 4	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終了した。
39	愛知県令和6	高等学校からの騒	6. 2. 8	愛知県住民2人	教育委員会	被申請人は、 (1)愛知県立A高等学校、B高等学校より発	7. 2. 13	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	年(調)第2号事件	音被害防止及び損害賠償請求事件			高等学校2校	せられる騒音をC市条例の規制基準値以下にすること。体育館の騒音は音量が低音音量でも耳障りな音質のため、建物の外に音が漏れないようにすること。 (2)(1)項の対策が実施できるまで即刻屋外バレーボールコートと校舎北側体育館を使用しないこと。 (3)チャイム、放送等の音量は即刻敷地境界で、C市条例が定める規制基準値以下になるようにすること。 (4)楽器、太鼓、合唱、大声など校内で発せられる音を敷地外に漏らさないこと。やむを得ない場合は、C市の定める条例の規制数値以下にすること。 (5)調停に係る費用を支払うこと。 (6)慰謝料を支払うこと。			の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
40	愛知県令和7年(調)第1号事件	駐車場からの騒音被害防止請求事件	7. 1. 17	愛知県住民1人	運送会社	被申請人は、駐車場に遮音壁など防音措置を講じ、大型車両の出入りを幹線道路から行い、生活道路から出入りを行わず、夜間の操業を行わないことを求める。			
41	三重県令和6年(調)第1号事件	ガソリンスタンドの建設工事による騒音被害損害賠償等請求事件	6. 2. 5	三重県住民1人	建設会社	被申請人は、 (1)申請人に対して損害賠償30万5000円を支払うこと。 (2)申請人に対して正式に謝罪すること。	6. 5. 9	調停成立	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
42	三重県令和6年(調)第2号事件	金属建材製作工場からの騒音・悪臭・粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	6. 4. 10	三重県住民2人	金属建材製作会社	(1)被申請人は就業時間を8時30分から17時15分までにすること。 (2)被申請人は、騒音の規定値を超過しないよう対策を講じること。 (3)被申請人は、シンナー(悪臭)や塗料(粉じん)が外部に拡散しないよう対策を講じること。 (4)被申請人は、精神的苦痛に係る費用として慰謝料を支払うこと。	7. 2. 14	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
43	滋賀県令和3年(調)第1号事件	クリーニング工場からの騒音等被害防止請求事件	3. 8. 4	滋賀県住民1人	クリーニング会社	(1)被申請人は、被申請人本社工場が発する騒音が申請人の自宅において環境基準以下となるよう対策をとること。 (2)被申請人は、被申請人本社工場が発する低周波音が、申請人の睡眠障害を起こさない程度になるよう対策をとること。	6. 12. 16	調停成立	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
44	京都府令和5年(調)第2号事件	エアコン室外機からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	5. 7. 10	滋賀県住民1人	介護事業社	(1)被申請人は、申請人に対し、損害賠償として、金110万円を支払うこと。 (2)被申請人は、騒音振動対策として、発生源を明らかにするとともに、エアコン室外機を撤去するか、効果的な防音・防振工事などの公害防止対策を行うこと。	6. 10. 25	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
45	京都府令和5年(調)第3号事件	飲食店からの悪臭・騒音等防止及び損害賠償請求事件	5. 7. 26	京都府住民1人	飲食店経営者	(1)被申請人は申請人に損害賠償として金200万円を支払うこと。 (2)被申請人は、申請人宅の北側2階にある窓とその周辺に太陽光及び反射熱を遮断する工事、1階北側にある窓と上記2階の窓に対して悪臭騒音を防止する工事をそれぞれ実施すること。	6. 6. 17	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
46	京都府令和7年(調)第1号事件	土地区画整理事業に伴う土壌汚染被害のおそれ防止請求事件	7. 3. 7	京都府住民1人	京都府住民1人	(1)申請人は、被申請人との間で、地役権設定対価相当額を決定して、地役権設定契約を締結すること。 (2)調停費用は、各自の負担とすること。			
47	大阪府平成6年(調)第5号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6. 12. 22	大阪府住民797人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			
48	大阪府令和2年(調)第2号事件 (平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 4. 2	大阪府住民4人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
49	大阪府令和2年(調)第4号事件 (平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 7. 17	大阪府住民1人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
50	大阪府令和4年(調)第2号事件	通所介護施設騒音振動被害防止請求事件	4. 4. 14	大阪府住民1人	老人福祉・介護事業会社	(1)被申請人は、通所介護施設を営業するにあたって騒音及び振動を軽減するために必要な措置を講じなければならない。 (2)被申請人は、通所介護施設の利用者のためのレクリエーションを行う時間帯を午後1時30分から午後3時までの間に限定し、その限定した時間のうち毎日1時間しかレクリエーションをしてはならない。 (3)被申請人は、通所介護施設内に利用者を受け入れる時間帯においては、同施設の建物のすべての窓、シャッターを閉めた状態にしなければならない。 (4)前項の規定に関わらず、建物内の換気を行うため、毎時0分から5分までの間の最大5分間だけ建物の東面及び北面を向いた窓及びシャッターを開けたままの状態にすることを認める。この場合、被申請人は建物内でカラオケ、合唱、ダンスを含むレクリエーション活動を一切行わないほか、できる限り建物から音を発生させないように配慮しなければならない。 (5)被申請人は、施設の玄関ドア及び窓に設置されたシャッターの開閉、送迎車両のドアの開閉、職員が通勤等に使用する自転車の駐輪を行うにあたっては、丁寧かつ可能な限り小さな音で玄関ドア、シャッター、車両のドアを開閉し、電動アシスト自転車のハンドル音を出さないよう配慮しなければならない。 (6)被申請人は、施設内の駐車場及び施設前	6. 5. 27	調停打ち切り	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						路上において送迎車両のエンジンを停止させるとともに、前面道路の側溝上に設置されているグレーチング板に緩衝材を設置するなどしてグレーチング板から音を発生させないように措置を講じなければならない。			
51	大阪府令和4年(調)第5号事件(平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	4. 7. 14	大阪府住民1人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
52	大阪府令和4年(調)第6号事件	介護保険施設騒音被害防止請求事件	4. 8. 4	大阪府住民1人	社会医療法人	(1)被申請人は、経営する介護保険施設に設置された機械の稼働時間を午前9時から午後8時までとしなければならない。 (2)被申請人は、騒音を軽減するために防音壁を改善しなければならない。 (3)被申請人は、日中の騒音を軽減するために申請人の所有するマンションの窓ガラスを防音ガラスに変更しなければならない。 (4)被申請人は、騒音が原因で入居者が退去した場合、当該退去によって生じた損害の賠償をしなければならない。	6. 6. 24	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
53	大阪府令和4年(調)第8号事件	隣家からのエアコン室外機騒音被害防止請求事件	4. 11. 8	大阪府住民1人	大阪府住民2人	(1)被申請人らは、騒音について敷地境界線上において環境省の定める騒音に係る環境基準内にとどまるようにしなければならない。 (2)被申請人らは、室外機2台を移設しなければならない。 (3)被申請人らは、上記措置を行わない場合、室外機2台を撤去しなければならない。 (4)被申請人らは、申請人に対し、室外機2台の移設又は撤去に至るまで、令和3年11月12日以降、1日あたり金3000円を支払わなければならない。			
54	大阪府令和5年(調)第2号事件	金属加工工場粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	5. 6. 22	大阪府住民3人	金属製品製造会社	(1)被申請人は申請人らに対し計979万4634円を支払わなければならない。 (2)被申請人は汚れ(シミ等)の原因物質を飛散させない措置をとらなければならない。 (3)被申請人は上記(2)の措置をとらない場合、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。	6. 6. 11	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
55	大阪府令和6年(調)第1号事件	工事車両からの騒音・振動のおそれ公害防止請求事件	6. 1. 29	大阪府住民5人	市(代表者市長)	被申請人は、 (1)工事用の大型車両を生活圏道路であるA町第B号線、同C号線、同D号線等及びE線を通行させないように対策を講じなければならない、その対策として工事用の大型車両を中央環状線から公園予定地南側へ直接出入する計画に見直さなければならない。 (2)前項の対策の実現のために事業計画地に隣接する土地所有者であり、土地の一時使用の許諾を申出ているFと具体的な計画図をもって協議、調整しなければならない。 (3)第1項の対策の実現のために中央環状線の道路管理者である大阪府G土木事務所と、中央環状線から公園予定地南側へ直接出入りする仮設道路を設置する際に障害と	6. 12. 4	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						なる道路照明灯の工事期間中の移設を、具体的な計画図をもって協議、調整しなければならない。			
56	大阪府令和6年(調)第2号事件	発電機騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	6. 3. 11	大阪府住民2人	不動産業者 建設業者 学術研究者 銀行 情報通信業者	(1)被申請人らは、新築工事により設置された発電機の運転に伴い、騒音を生じさせてはならない。 (2)被申請人らは、新築工事により設置された発電機の運転に伴い、排煙を生じさせてはならない。 (3)被申請人らは、申請人らが被った健康被害につき慰謝料として相当額の損害賠償を支払うこと。			
57	大阪府令和6年(調)第3号事件	駐車場騒音・粉じん被害防止請求事件	6. 4. 5	大阪府住民2人	大阪府住民2人 運輸倉庫会社2社	(1)被申請人らは、午後9時から翌午前6時までの間、被申請人住民ら土地において自動車を使用し、又は第三者をして使用させてはならない。 (2)被申請人らは、午前6時から午前8時までの間50dBを超える、午前8時から午後6時までの間55dBを超える、午後6時から午後9時までの間50dBを超える音量の騒音を申請人ら住所地に侵入させてはならない。 (3)被申請人らは、自動車の排気ガス及びほこりの流入防止のため、土地上の「フェンス設置部分特定図」記載の範囲において、透過性のない材質で、高さ4メートルのフェンスを設置せよ。 (4)被申請人らは、被申請人ら土地に発生するほこりを申請人ら住所地に侵入させないようにアスファルト舗装工事を行う等の対策を講じなければならない。 (5)被申請人らは、申請人ら住所地に属する「排水管部分特定図」記載の赤色四角部分付近の排水管等を収去して、同土地を引き渡すこと。 (6)被申請人らは、申請人ら住所地に接する被申請人ら土地の盛り土の崩壊を予防するよう「フェンス設置部分特定図」記載の範囲において、法面防護改良工事を実施する等の対策を講じなければならない。			
58	大阪府令和6年(調)第4号事件	排水管布設替工事現場からの騒音・振動被害防止等請求事件	6. 8. 14	大阪府住民1人	町(代表者町長)	(1)被申請人は、騒音及び振動について、正しい知識と理解が行えるよう職員へ教育を施し、問題発生時に適切な判断と十分な対応ができ、かつ問題を未然に防げるようにしなければならない。 (2)被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるだけでなく、個別の事情をもって適切に対応できるよう、騒音を適切かつ最適な方法を用いて計測・記録・分析し、それらをもって現場を改善する体制を備え維持しなければならない。 (3)被申請人は、振動について規制基準内にとどまるだけでなく、個別の事情をもって適切に対応できるよう、振動を適切かつ最適な方法を用いて計測・記録・分析し、それらをもって現場を改善する体制を備え維持しなければならない。 (4)被申請人は、工事や作業においては騒音や振動のモニタリングを実施し、それを記録し、インターネットをはじめとした方法をもって遅滞なく誰もが閲覧可能な状態で公表しなければならない。 (5)被申請人は、騒音について規制基準によ	7. 2. 5	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						<p>らずこれを可能な限り軽減するよう防音シートやパネルを設置などの対策を講じなければならない。</p> <p>(6)被申請人は、振動について規制基準によらずこれを軽減する措置をとらなければならない。</p> <p>(7)被申請人は、騒音や振動を軽減する措置と合わせて、週ごとの積算日数、日ごとの積算時間をそれぞれ法令に定めるよりも減じなければならない。週は月曜日から始まり、日曜日を終わりとする。</p> <p>(8)被申請人は、上記措置が講じられるまでは工事や作業を中断しなければならない。</p> <p>(9)上記措置をとらない場合は、被申請人は、1週間の猶予期間後、工事や作業の一切を中止しなければならない。</p>			
59	大阪府令和7年(調)第1号事件	トラック騒音被害防止請求事件	7. 2. 3	大阪府住民4人	大阪府住民1人	<p>被申請人は、</p> <p>(1)早朝の搬入等の時間を午前7時以降にするか、倉庫の出入口の場所を変えること。</p> <p>(2)作業場を日中の騒音や早朝の時間に睡眠を妨害しない場所に移転すること。</p>			
60	大阪府令和7年(調)第2号事件	金属加工工場騒音等被害防止請求事件	7. 3. 12	大阪府住民1人	金属製品製造業	<p>(1)被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるよう防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。</p> <p>(2)被申請人は、振動、粉じんについてこれを軽減する措置をとらなければならない。</p> <p>(3)被申請人は、操業時間を平日午前9時から午後5時までとしなければならない。</p> <p>(4)上記措置をとらない場合は、被申請人は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。</p>			
61	奈良県平成20年(リ)第1号事件	平成11年(調)第1号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件	20. 9. 3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業者	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
62	奈良県令和5年(調)第1号事件	ネギ加工工場悪臭等被害防止等請求事件	5. 2. 27	奈良県住民2人	食品加工業者	<p>被申請人は、</p> <p>(1)前提条件無しで対話に応じること。</p> <p>(2)ネギ臭の脱臭装置を工場の空気排出口に取り付けること。</p> <p>(3)脱臭装置の取り付けまでの間は、ネギ工場の空気排気を午前中及び年末年始は配慮すること。</p>	6. 4. 3	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
63	奈良県令和5年(調)第3号事件	非鉄金属卸売事業の差止め及び農地等から検出された重金属除去請求事件	5. 6. 27	奈良県住民9人	非鉄金属卸売会社	<p>(1)被申請人は操業している工場の土地において、非鉄金属卸売業、金属くず卸売業、その他、これに関連する一切の事業を営んではならない。</p> <p>(2)被申請人は、申請人らが所有する土地から重金属(銅、鉛等)を除去すること。</p>			
64	奈良県令和6年(調)第1号事件	ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件	6. 8. 22	奈良県住民1人	株式会社(靴下縫製のほか、農産物も栽培)	被申請人所有のビニールハウスに設置されている大型モーターの運転を停止すること。	6. 11. 25	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
65	奈良県令和7年(リ)第1号事件	一般廃棄物焼却処理施設移転等請求事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	7. 1. 20	奈良県住民1人	市(代表者市長)	奈良県平成15年(調)第1号・奈良県平成17年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
66	広島県平成30年(調)第2号事件	自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 5. 18	広島県住民12人	自動車プレス金型製作所	被申請人は屋内での騒音の体感基準で6番(騒音レベル50dB)以上の騒音及び振動の体感基準で8番(震度2相当=65dB)以上の振動を発生させる作業を停止すること。			
67	広島県令和元年(調)第1号事件	一般廃棄物最終処分場建設に伴う土壌汚染等おそれ公害防止請求事件	元. 12. 3	広島県等住民228人	市(代表者市長)	被申請人は、広島県民の水がめであるA川の上流域で、かつ豪雨豪雪地帯に建設中のB市一般廃棄物最終処分場「C埋立地」において、現在の計画のまま処分場を整備し、加えて、圧送・自然流下を繰り返す約13kmに及ぶ浸出水放流管を設置することは、広範囲にわたって土壌汚染や水質汚染を引き起こす可能性が非常に高いため、現計画の見直しを行い、かかる公害の発生を未然に防止すること。			
68	広島県令和3年(調)第1号事件	金属製品製造工場からの悪臭被害防止請求事件	3. 9. 21	広島県住民1人 仏壇製造会社 木材加工会社	金属加工会社	(1)被申請人は、申請人に対し、悪臭による被害が生じないように、被申請人の作業内容の改善、消臭装置あるいは通気装置の設置など、必要な対策を講じること。 (2)被申請人は、申請人らに対し、100万円及び本申立ての日から、前項の対策がなされるまでの間、毎月3万円を支払うこと。	6. 10. 1	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
69	広島県令和5年(調)第2号事件	認定こども園からの騒音被害防止請求事件	5. 4. 14	認定こども園	広島県住民1人	(1)申請人と被申請人において、調停委員会の協力のもと、現在の騒音に関する事実関係(等価騒音レベルの算定等)を確認すること。 (2)事実関係を踏まえ、申請人と被申請人の協議の上、騒音対応策を決めること。	7. 2. 21	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
70	広島県令和5年(調)第3号事件	養鶏場からの騒音・低周波音・悪臭被害防止請求事件	5. 11. 22	広島県住民1人	養鶏場経営会社	被申請人は、事業活動が行われている恒久的な構造物を構築することで、事業活動に伴い生ずる騒音、低周波音、悪臭を低減させること。			
71	広島県令和6年(調)第1号事件	自動車部品工場からの粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	6. 6. 26	広島県住民1人	自動車部品製造会社	(1)被申請人の広島工場の排気ファンから排出される粉じん(鉄粉)の対策を速やかに行うこと。 (2)被申請人からの、鉄粉による住居被害の損害賠償			
72	広島県令和6年(調)第2号事件(令和)	養鶏場からの騒音・低周波音・悪臭被害防止請求事	6. 6. 14	広島県住民1人	養鶏場経営会社	広島県令和5年(調)第3号事件に同じ。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	5年(調)第3号事件への参加)	件							
73	広島県令和6年(調)第3号事件	コンテナ基地からの騒音被害防止等請求事件	6.10.9	広島県住民1人	貨物会社	被申請人は、A駅コンテナ基地から発生する作業音について、騒音発生前と同等までの減衰を行うこと。また、令和6年6月17日以降から、段階的な騒音の一部減衰がみられたことについて、その要因を明確にすること。			
74	広島県令和7年(調)第1号事件	鉄道からの騒音・振動被害防止請求事件	7.3.11	広島県住民1人	鉄道会社	被申請人に対し、 (1)列車走行時の騒音・振動障害防止対策の実行 (2)申請人居宅の振動被害箇所への修復 (3)慰謝料の支払いを求める。			
75	高知県令和6年(調)第1号事件	鉄道粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	6.4.8	高知県住民1人	鉄道会社	(1)被申請人は、鉄道車両のブレーキシステムの改良又はA駅周辺のブレーキによる鉄粉飛散量の多い箇所を囲うなどの実効性のある鉄粉飛散防止対策を直ちに行うこと。 (2)被申請人は、申請人が所有する自家用車塗装の現状復旧にかかる損害賠償金11万5500円を支払うこと。	6.8.6	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
76	福岡県令和6年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音等被害防止請求事件	6.3.26	福岡県住民1人	建築資材仕入販売業者 産業廃棄物収集運搬業者	(1)被申請人は、本件工場から造成工事、砕石、車両による運搬及び重機稼働により発生する音について、昼間60dB及び夜間50dB以下に低減すること。 (2)被申請人は、土地造成工事に起因する振動により破損したブロック塀、スロープ等の亀裂、浄化槽部コンクリートの陥没等の修復工事を行うこと。 (3)被申請人は、粉じんによる健康被害が生じないように防止措置をとること。 (4)被申請人は、作業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日祝日の作業は行わないこと。 (5)被申請人は、上記措置をとらない場合又はいずれかの事項に違反した場合は速やかに必要な回復工事を行い、現事業場から移転すること。	6.8.9	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
77	佐賀県令和7年(調)第1号事件	福祉施設からの騒音被害防止請求事件	7.2.6	佐賀県住人1人	福祉施設運営会社	(1)被申請人による、室外機の音の低減のための場所の移動、防音設備の設置。 (2)風の低減のための、被申請人による場所の変更、パネル設置。 (3)被申請人からの夜の音をやめること。 (4)被申請人が建物を増築する際には、室外機の位置を考慮すること。			
78	熊本県令和元年(調)第1号事件	温泉宿からの騒音被害防止請求事件	元.11.29	熊本県住民1人	ホテル運営会社	(1)被申請人は、ボイラーの騒音を低減させること。また、防音対策及び定期的なメンテナンスを実施するとともに、稼働時間について検討すること。 (2)被申請人は、モーターの騒音を低減させること。また、定期的なメンテナンスを実施すること。 (3)被申請人は、ドアの開閉音による騒音を低減させるために、ドアアームストッパー等の防音対策を講じること。 (4)被申請人は、浴室の換気扇の騒音を低減させること。 (5)被申請人は、深夜・早朝に騒音を低減させるために、措置を講じること(浴室の風呂桶の防音対策等)。	6.9.4	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
79	熊本県令和6年(調)第1号事件	カラオケ店からの騒音被害防止請求事件	6. 9. 30	熊本県住民1人	熊本県住民1人	被申請人が経営するカラオケ店への防音設備等の設置を求める。			
80	熊本県令和7年(調)第1号事件	パン工場からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	7. 1. 20	熊本県住民1人	製パン会社	被申請人が操業する工場の排水処理施設の異臭根絶及び、長期にわたる異臭、申請人宅及び車内の付臭に伴い、損害賠償金100万円の支払等を求めるもの。			
81	沖縄県令和5年(調)第1号事件	グラウンドからの騒音被害防止請求事件及び損害賠償請求事件	5. 10. 23	沖縄県住民1人	市(代表者市長) 指定管理者	(1)被申請人は、防音壁を設置するなどしてグラウンド(スケートボードパーク)の騒音を低減すること。 (2)被申請人に対する、健康被害による慰謝料の請求	6. 8. 26	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。